

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会青梅ボランティア活動等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は社会福祉法人青梅市社会福祉協議会（以下（社協））が、青梅市内におけるボランティア活動の発展を図るため、ボランティアグループおよびボランティア・市民活動団体の活動に対し資金の助成を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象内容)

第2条 助成の交付対象となる経費は、事業のうち次に掲げる経費とする。

- (1)研修会の開催
- (2)器具、機材の購入
- (3)福祉教育・啓発活動の実施
- (4)その他

(助成対象にならないもの)

第3条 次に掲げる経費については、交付対象としない。

- (1)すでに終了した事業や購入した器具・機材（財源不足分の補填）
- (2)グループ・団体の日常的な経費（家賃、駐車場料金、電話使用料、人件費等）
- (3)自助活動と判断されるもの
- (4)高額な器具・機材で、一部助成しても、購入の見込みのたたないもの
- (5)グループ・活動の主たる活動範囲が青梅市外のもの
- (6)前年度、同一内容の助成を受けた団体

(助成対象団体)

第4条 ボランティア・市民活動団体で、以下の要件を満たすものとする。

- (1)活動の主たる基盤を青梅市内に有する団体であって、法人格の有無は問わない。ただし、会員の自助もしくは互助的な活動を行うことを主たる目的とする団体は対象としない。
- (2)これまで一定の活動の実績を有し、今後継続的発展的な活動が望まれること。
- (3)団体の規約を有し、組織体制が明確であり、かつ5名以上の会員を有すること。
- (4)会費等の自主財源等で活動しており、事業計画や会計収支が明瞭であること。

(助成金額)

第5条 原則として1団体につき5万円と1団体につき10万円以内の2種類とする。

なお、助成金額は各団体申請額の80パーセント以内とする。

(申請手続き)

第6条 助成を受けようとする団体は、別紙「青梅ボランティア活動等助成金申請書」に必要事項を記入の上、社協会長まで申請するものとする。

(応募期間及び応募締め切り)

第7条 助成金の応募については毎年度期日を定めて実施する。

(助成金の決定)

第8条 社協会長は第6条に定める申請があったときは、青梅ボランティア・市民活動センター運営委員会において審査の上、助成金を決定する。

(結果の通知)

第9条 社協会長は、助成金の交付の結果は、速やかにその結果の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を記載した助成金交付決定通知書により申請者に通知しなければならない。

(交付の明示)

第10条 助成団体は、「社会福祉法人青梅市社会福祉協議会青梅ボランティア等助成金」による活動であることを実施する活動に関する広報紙、チラシ、印刷物等に記載、周知しなければならない。また、助成金により物件を取得した場合は、目立つ所に助成シールを貼付し、助成金について

明示しなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、助成事業が完了したとき、または助成金等の交付の決定にかかる会計年度が終了したときは、次に掲げる事項を記載した助成事業実績報告書を青梅ボランティア・市民活動センターに提出しなければならない。

(1)助成事業等の成果

(2)助成金等にかかる収支計算に関する事項

(助成事業等の確認)

第12条 社協会長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる助成事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、確認しなければならない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるものの他、必要事項は、社協会長が定める。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

(経過措置)

この要綱の一部改正は、平成23年7月1日から実施する。

付則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。